

2021年8月20日

メンバーの皆さま

ウエルネスセンター学園都市  
ファミリーウエルネスセンター

## 緊急事態宣言発令に伴う対応について

平素は神戸Y M C Aの諸活動にご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。  
さて、政府より8月20日（金）から緊急事態宣言が発令され兵庫県より20時までの時短要請がなされました。神戸Y M C Aウエルネスセンターでは、これまでの状況を精査し検討した結果、下記の通りの対応とさせていただきます。

### 記

#### 1. 開館時間について

**通常通りの開館といたします。**過去、時短営業をすることにより混雑を招き、むしろ密になる状況が発生しました。これを回避するため新型コロナウイルス感染拡大防止に引き続き努めながら、みなさまの運動の機会を確保してまいります。

#### 2. 特別休会措置について

昨今の状況を不安に感じる方もいらっしゃることを鑑み、特別休会を実施いたします。

- ① 特別休会期間 2021年8月20日（金）～2021年9月12日（日）
- ② 受付期間 2021年8月22日（日）18:00まで
- ③ 活動費 特別休会日数に応じて、翌月以降の活動費に充当し調整させていただきます。
  - (a) 特別休会期間の活動費については、翌月以降の充当対応のみとさせていただきます、ご返金等の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。
  - (b) 特別休会期間については、政府の発表等により状況が変わる可能性がございます。活動費の調整額につきましては決定次第お知らせいたします。

以上